

別紙3 区の支援内容について

「令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾」における区の支援内容は以下のとおりです。

(1) 実証実験実施に必要となる以下に掲げる経費支援。ただし、協定書の締結日から協定書が定める実施期間までに支払いを完了しているもので、実証実験に使用したものを対象とします。1件につき総額300万円を上限とします。

【対象経費について】

区が支援する対象経費は以下になります。

- ・外部委託費（ただし、自社製品の調達及び他の事業者に委託する必要のない委託費等合理的な理由が認められない経費及び下記「対象外となる経費」は除く。）
- ・実証実験に直接関連する作業等の費用（ただし、実施者の給与・賞与等や販売費、一般管理費、販売費等に相当するものは除きます。）
- ・実証実験を行う際の消耗品費やリース料、レンタル料、会場費用、モニター謝礼、通信費等のシステムの設定及びシステムを稼働させるための環境構築等にかかる経費、その他実証にあたって特に重要なものと区長が認める経費
- ・国や東京都等から助成（補助）を受けている場合は、本実証に係る経費を明確に仕分けて対象経費としてください。

（補足）対象外となる経費

- ・実施者の資産となる費用

※必要な備品は基本的にはリースまたはレンタル対応してください。

- ・区との事務的な打ち合わせにかかる経費
- ・事務スペース等の賃借料等、維持管理費用（ただし、実証実験の専用スペース（会場費）として必要であると認められる場合、負担金の対象となります）
- ・通常業務、取引と区別がつかない経費（事務用品等）
- ・交際費、慶弔費、懇親会費、視察・研修費・食糧費、交通費、用地取得の費用等

（2）その他支援

- ・実証実験に関する技術相談やリスク管理等の助言の提供
- ・区有施設等の提供、モニターのあっせん等（港区内の公園、学校、公道などの公共施設提供、モニター募集、地元調整等）

- ・区が関係する大学又は研究機関等の紹介
- ・区のイベント等におけるP Rの場の提供
- ・その他、区が必要と認めるもの